

ウェルカムベビークーポン券の交付は11月30日までです

子育て世帯の経済負担を軽減させるため、また、市内商業の活性化を図るために、対象の方へ交付している「ウェルカムベビークーポン券(※)」は、11月30日(水)で交付を終了します。対象となる方は、期日までに交付申請してください。

(※)市内商業協同組合に加盟している店舗で利用できる2万円分のクーポン券です。

申請日時 11月30日(水)まで(土・日曜日、祝日を除く)の午前9時～正午、午後1時～5時

申請方法 母子健康手帳を持参し、直接市役所2階子育て支援課支援係へ

クーポン券の有効期間 12月31日(土)まで

問合せ 子育て支援課支援係 ☎ 235

対象 平成27年度中に妊娠届出書を提出した方で、申請日現在、羽村市に住居登録している方

※母子健康手帳の交付年月日が平成27年4月1日～平成28年3月31日の方です。

リサちゃんといくるちゃんの これもやってね！ ＜ボランティア袋って知ってる？の巻＞

ボランティア袋は、市役所か市役所各連絡所でもらえるよ。



公園や道路をお掃除したときのゴミは、ボランティア袋で出せるよ。



市役所連絡所

- 羽村駅西口連絡所 (西多摩農協本店店内)
 - 三矢会館連絡所 (三矢会館敷地内)
 - 小作台連絡所 (羽村小作台郵便局内)
- ※取扱時間…午前9時～午後1時(土・日曜日、祝日を除く)

問合せ 生活環境課生活環境係 ☎ 204

秋の市内いっせい美化運動・ 花いっぱい運動

期日 11月13日(日)

●市内いっせい美化運動

年2回、町内会・自治会の皆さんに協力していただき、道路や公園、会館などの公共施設に捨てられたごみの回収を行い、市内をきれいにします。皆さんのご協力をお願いします。

収集方法 「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」に分別し、午前9時までに町内会・自治会であらかじめ指定した場所へ持ち寄ってください。

※市内いっせい美化運動に使用するボランティア袋は、町内会・自治会を通じて配布します。

※一般家庭のごみは回収できません。

問合せ 生活環境課生活環境係 ☎ 204

●花いっぱい運動

約10万4000球のチューリップ球根(赤・黄・白)と約1万7000鉢のパンジー苗を用意しました。花いっぱい運動には、各町内会・自治会や事業所、学校など約100団体に参加します。

市内が花でいっぱいになるよう、ご協力をお願いします。

※秋の花いっぱい運動で植えた花は、平成29年度春季花いっぱいコンクールで審査します。審査は、平成29年4月ごろに行います。

問合せ 産業振興課農政係 ☎ 663 / 羽村市観光協会 ☎ 555-19667

市長選挙の日程

選挙管理委員会は、平成29年4月25日(火)任期満了に伴う羽村市長選挙を次のとおり行うことを決定しました。

告示日 平成29年3月19日(日)

投票日 平成29年3月26日(日)即日開票

立候補予定者説明会

日時 平成29年1月25日(水)午後2時～

問合せ 選挙管理委員会事務局 ☎55-1111-682



臨時福祉給付金の申請を忘れずに

「平成28年度臨時福祉給付金」ならびに「低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金」の申請受付期間は12月5日(月)までです。対象となる方でまだ申請していない方は、忘れずに申請してください(対象と思われる方には9月上旬に申請書をお送りしています)。

◆平成28年度臨時福祉給付金

支給対象者 平成28年1月1日時点で羽村市に住民登録があり、平成28年度(市・都民税が課税されていない方)の市・都民税が課税されていない方※課税されている方に扶養されている場合や生活保護の受給者である場合などは対象となりません。

支給額 支給対象者1人につき3000円

◆低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金
支給対象者 上記平成28年度臨時福祉

給付金の支給対象者のうち、国民年金法(昭和34年法律第141号)に

基づく障害基礎年金または遺族基礎年金などの同年5月分の受給がある方

※平成28年度前半に行われていた「低所得の高齢者向け年金生活者等支援臨時福祉給付金」の支給を受けた方は対象となりません。

支給額 支給対象者1人につき3万円

※詳しくは、広報はむら8月15日号をご覧ください。

申請期限 12月5日(月)(郵送の場合は当日消印有効)

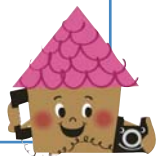
※期限を過ぎると受け付けできませんので注意してください。

特別窓口期間の問合せ 臨時福祉給付金特別ダイヤル ☎0570-1099

1077

問合せ 社会福祉課庶務係 ☎112

はい！「こちら消費生活センター」 「アダルトサイトへ登録」 なってしまうたけれど!？」



相談事例1

パソコンでアダルトサイトに接続し、現れた女性の画像をクリックしたところ、突然「登録されました。間違つて登録になった方はこちらに電話を。」と表示されました。

慌てて携帯電話で電話したら「利用規約に書かれているとおり登録は完了している。利用料の25万円を支払った後に退会できる。」と言われました。支払わなければなりませんか?

アドバイス

支払う必要はありません!アダルトサイトに登録するつもりもなく、有料との表示もはつきりと書かれていないので契約は成立していません。契約内容を確認する画面の表示もなかったことですから契約の無効を主張することも可能です。

今後は、サイト側と接触しないようにしてください。ただし、電話番号が相手側に知られていますので、今後、相手側から電話がかかってくる可能性があります。電話は着信拒否の設定をし、登録してある番号以外の電話には出ないで様子を見ましよう。

相談事例2

スマホに「有料動画サイトの閲覧履歴がある。今日中に連絡しないと法的措置に移行する。」と書かれたメール(SNS)が送られてきました。身に覚えがありませんが、どのように対処したらいいですか?

アドバイス

不特定多数の人たちに一斉に送りつける架空請求メールです。「法的措置」などというのは脅しです。

決して相手側に連絡しないで、放っておきましょう!

相談先にも注意

「登録になった」という表示に慌ててしまい、ネットで検索して消費生活センターと似た名称の有料相談窓口に連絡してしまったという相談も寄せられています。

心配な時は、羽村市消費生活センターか、消費者ホットライン「188(いやや!)」に電話してください。

問合せ 消費生活センター ☎5555-1111 ☎641